

大阪府外の医療機関を受診される方へ

八尾市妊婦健康診査助成制度のご案内

八尾市では、大阪府外の医療機関（助産所を含む）で妊婦健康診査を受診された場合に、その費用の一部を償還払い（助成）しています。

《制度の概要》

1. 対象者

妊婦健康診査時に八尾市に住民登録票があり、里帰り出産などのため大阪府外（国内）の医療機関及び助産所で妊婦健康診査を受診された方

2. 健診の種類

妊婦健康診査（受診券：16回・多胎用5回）

3. 健診助成額（償還払い額）

八尾市が定めた金額を上限に償還払いします。

券面に記載の金額を上回る費用については、ご本人のご負担となります。

健診日	助成額
平成27年8月1日～平成31年3月31日	1回目：25,000円 2～5、7、9～11、13～14回目：6,500円 6、8、12回目：10,000円
平成31年4月1日以降	1回目：25,000円 2～5、7、9～11、13～14、15、16回目：6,500円 6、8、12回目：10,000円 (多胎妊娠の方のみ) 多1～5回目：6,500円

《申請の手続き》

申請に必要なもの（下記①～⑤）を揃えて、八尾市保健センターの3階受付窓口へ提出してください。

①妊婦健康診査費助成申請書

⇒申請者は妊婦になります。

②申請額（内訳）

③妊婦健康診査受診券

⇒医療機関の証明済み（記載済み）のものが対象です、別冊本体から切り離して提出ください。

④領収書（原本）、明細書（お持ちの方のみ）

⇒保険外（実費分）と保険分と別になっている場合は、保険外（実費分）を提出してください。
領収書のコピー、レシートでは受付できません。

⑤申請者の金融機関の預金通帳のコピー

⇒金融機関名、店番、預金種別、口座名義人、口座番号が分かるもの

※申請者名義のものに限ります。申請者（妊婦）以外のものは、委任状が必要です。

⑥印鑑

⇒申請書で使用した認印、スタンプ印は不可。

⑦母子健康手帳

⇒妊婦健康診査受診券に健診内容が記載されていない場合、妊婦健診に関する記載部分をコピーさせていただきます。

◆申請書類①②は、八尾市保健センターでお渡しします。
八尾市役所のホームページからもダウンロードできます。

◆1枚の申請書で全て申請できますので
なるべく一括で申請してください。

◆申請期限は、最終受診日から3年です。

◆助成方法…申請月の翌月末に申請口座に振り込みます。
申請書の住所に事前に通知をします。

※ご不明な点がございましたら、八尾市保健センターまで
お問合せください。

●申請場所・問い合わせ先

八尾市保健センター

〒581-0833

大阪府八尾市旭ヶ丘5丁目85番地の16
(八尾市生涯学習センター内)

TEL:072-993-8600 (平日8:45～17:15)

FAX:072-996-1598

電子メール:k-suishin@city.yao.osaka.jp